

滑川市イメージアップキャラクターが決まりました!

市が7月から募集していた「滑川市イメージアップキャラクター」に、応募総数418点の作品が寄せられました。多数のご応募ありがとうございました。

10月4日(月)に行われた審査会で、杉本佳穂さん(田中小6年)と利香さん(母)の合同作品「キラリン」が最優秀賞に選ばれました。

今後は着ぐるみになって、観光PRや各種イベントなどで活躍します。

入賞者(敬称略) ※お子さんのみ紹介

最優秀賞	杉本 佳穂 (田中小6年)
審査員特別賞	林 新太 (やなぎはら保育園)
優 秀 賞	石倉 のどか (西部小5年)
	中村 勇登 (西部小4年)
	毛利 圭希 (西部小5年)
	光希 (西部小4年)
	若林 莉子 (寺家小5年)
佳 作	石川 大翔 (田中小2年)
	佐藤 さくら (寺家小4年)
	椎名 悠 (東部小2年)
	高瀬 那歩 (寺家小1年)
	新田 悠哉 (東部小3年)
	宮原 歩未 (西部小4年)
	横川 桃子 (寺家小5年)



愛称
「キラリン」

問合せ先 企画情報課(内線223)

くらしの情報

手続きはお済みですか? 平成22年8月から児童扶養手当の 支給対象が父子家庭にも拡大されました

児童扶養手当とは、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、お子さんの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

現在すでに、支給要件に該当している父子家庭の方は、11月30日(火)までに申請してください。通常は、申請した日の翌月分からの支給となりますが、例外的に「8月分」から支給されます。

ただし、平成22年8月1日から11月30日までに支給要件に該当した方は、要件に該当した日の翌月分からの支給となります。

- 手当の額
 - ◆児童1人の場合
 - 全部支給 月額41,720円
 - 一部支給 月額41,710円～9,850円
 - ◆児童2人以上の加算額
 - 2人目 5,000円 3人目以降 1人につき3,000円
- ※所得制限により、手当の一部または全部が支給停止になる場合があります。

問合せ先 福祉課児童福祉担当(内線754)

「市長と語る会」を開催します

今春に続き、各地区で第2弾となる懇談会を開催します。

ぜひ提言したいことや日ごろ感じておられる課題、ご意見などをお聞かせください。

地区	会場	月日
東地区	東地区公民館	11月8日(月)
西地区	西地区公民館	11月9日(火)
浜加積地区	浜加積地区公民館	11月15日(月)
早月加積地区	早月加積地区公民館	11月16日(火)
北加積地区	北加積地区公民館	11月17日(水)
東加積地区	東加積地区公民館	11月18日(木)
西加積地区	西加積地区公民館	11月22日(月)
中加積地区	中加積地区公民館	11月24日(水)
山加積地区	山加積地区公民館	11月25日(木)

時間 19:00～ ※西地区のみ19:30～

問合せ先 企画情報課(内線222)

平成23年度保育所(園)入所受付 申し込みは各保育所(園)へ

来年度の保育所(園)の入所受付を右の日程で行います。

保育所(園)に入所できる家庭状況は、次のとおりです。

- ◆共働きなどで保育する人がいない家庭
- ◆保護者が病気だったり、病人の看護を必要とする家庭
- ◆そのほか、保育に欠ける家庭

保育所(園)名	電話番号	受付日	時間	定員(人)
公 あずま保育所	475-0877	11月15日(月)	9:30～10:30	70
公 坪川保育所	475-8105	"	"	45
私 高月保育園	475-2930	"	14:00～15:30	110
私 滑川中央保育園	475-7181	"	"	90
私 中加積保育園	475-3837	11月16日(火)	9:30～11:00	180
私 童和保育園	475-0516	"	"	60
私 和光保育園	474-1258	"	14:00～15:30	60
私 やなぎはら保育園	475-0700	"	"	50
私 上小泉保育園	475-4575	11月17日(水)	9:30～11:00	140
私 浜加積保育園	475-0592	11月18日(木)	9:30～11:00	120

- ・現在入所しているお子さんと、来年度も引き続き入所を希望される場合も、申込手続きが必要です。
- ・受付日に都合が悪い場合は、11月中に保育所(園)または福祉課へ申込書を提出してください。
- ・12月以降でも、定員に余裕があれば随時受け付けます。延長保育、休日保育、病児・病後児保育も行っていきますので、入所を希望される保育所(園)にご相談ください。
- ・平成23年4月に(学)同朋学園が開園を予定している、認定こども園(保育園)への入園については、直接園(☎475-0167)にお問い合わせください。

問合せ先 各保育所(園)または福祉課児童福祉担当(内線754)

「とやまっ子子育て応援券」の対象サービス・有効期限が変わります!

- ①対象サービスに「ヒブワクチン」、「小児用肺炎球菌ワクチン」の予防接種を追加(平成22年10月15日以降に接種するものに限りです。)
- ②今年度中に有効期限が到来する応援券の有効期限を平成23年3月31日までに延長(有効期限が平成22年9月30日から平成23年3月31日までの応援券に限りです。)

- ◆配布対象 平成20年4月1日以降に生まれた子どもを持つ家庭
- ◆応援券の金額 第1子・第2子 1万円分
第3子以降 3万円分
- ◆有効期限 対象となる子どもの誕生日から2年間(ただし、平成20年4月1日から平成21年4月1日までに生まれた子どもについては、平成23年3月31日まで有効期限を延長)

- ◆利用できるサービス
 - <保育・育児支援>
 - 一時預かり、子どもの送迎、産前産後の世話などの家事・育児サービス、病児・病後児保育
 - <保健>
 - 任意の予防接種(インフルエンザ、水痘、おたふくかぜ、ヒブ、肺炎球菌に限る)、乳児健康診査、母乳相談、母乳マッサージ、乳児の沐浴指導
 - <利用対象者>
 - 各サービス提供機関で定められた方を対象(配布対象の兄弟姉妹を含む)
 - ※予防接種については中学生までを対象



問合せ先 福祉課児童福祉担当(内線753)

税務なめりかわ

相続または贈与などに係る生命(損害)保険契約などに関する金銭上の取扱要領について、相続、贈与などにより取得した生命保険契約や損害保険契約などに係る年金の所得税の取り扱いを改めることとなりました。この取り扱いの変更により、所得税の還付を受けやすくなる場合があります。

▼問合せ先 魚津税務署
(☎0765124-4932)
または国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp/>

面談による税務相談を希望される方へ
国税に関するご相談のうち、①内容が複雑で、②書類などによる具体的な事実確認が必要であり、③電話による回答が困難なものについては、あらかじめ相談日時を予約していただきますようご協力をお願いいたします。

▼問合せ先 魚津税務署
(☎0765124-1370)
または国税庁ホームページ

●掲載位置 5段書きの最下段(本号13～19ページに掲載) ●大きさ ①縦46mm×横84mm(1段の半分) ②縦46mm×横172mm(1段全部) ●申込受付 随時(ただし先着順) ●申込み・問合せ先 企画情報課(内線223)